

# 令和6年度住まいコンシェルジュ事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和6年度住まいコンシェルジュ事業業務委託

### (2) 目的

本業務は、本県への移住を検討する方を対象に、物件情報の他、建築関係団体の紹介や相談者のニーズに応じた物件情報に関連する暮らし情報等を提供する住まいコンシェルジュによる相談窓口を設置することで、円滑な住まい情報等の把握や、移住後のミスマッチを防ぎ、本県への移住・定住等を促進することを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「令和6年度住まいコンシェルジュ事業業務委託仕様書（案）」（以下、仕様書（案）という。）とおおり

### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 2 委託契約額の上限

金 7, 827, 000 円（消費税及び地方消費税込み）

## 3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和6年3月12日（火）
質問受付期限	令和6年3月18日（月）午後5時
参加表明書提出期限	令和6年3月22日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年3月25日（月）午後5時
審査会（書面）	令和6年3月26日（火）予定
選定結果の通知	令和6年3月28日（木）以降
契約締結	令和6年4月上旬予定

## 4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係る者は贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

い者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。

- ① 役員等（提出者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(10) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

## 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年3月18日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ふくしまぐらし推進課へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「【質問】令和6年度住まいコンシェルジュ事業」とし、送付すること。

なお、電話による質問には応じない。

メールアドレス [fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp](mailto:fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、ふくしまぐらし推進課ホームページに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

## 6 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザル参加者は、「令和6年度住まいコンシェルジュ事業業務委託公募型プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月22日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ふくしまぐらし推進課へ電子メール、郵送又は持参により提出すること。

※持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、提出期限当日は午後5時までとする。

(3) その他

参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

## 7 企画提案書等の提出方法

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書の提出を行ったうえで、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月25日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ふくしまぐらし推進課へ郵送又は持参により提出すること。

ア 持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、提出期限当日は午後5時までとする。

イ 郵送する場合は、郵便書留等の配達状況が確認できる方法により、提出期限までに到着するように送付すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（A4版両面、任意様式）

イ 見積書（任意様式、A4版）

※見積の総額及び内訳について記載すること。

ウ 会社概要（第3号様式）

エ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 担当者経歴書（第5号様式）

(4) 提出部数

正本1部、副本4部

## 8 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 企画提案書は、仕様書（案）「4 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、具体的に提案すること。

(2) 提出書類等に用いる言語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

(3) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

## 9 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者から提出された企画提案書等の書面審査を行い、契約候補者を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 業務遂行能力	(1) 実施体制 ・業務全体の統制、人員配置、連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。	20

	(2) スケジュール ・適切な実施スケジュールが設定されているか。	10
	(3) 業務実績 ・本業務と類似又は関連性のある業務の実績や特筆すべき業務成果があるか。	10
2 企画提案内容	(1) 実施方針 ・本業務の目的や業務内容を理解しているか。	10
	(2) 企画提案（企画力、事業効果） ・本事業の目的を最大限達成するために、企画提案内容が優れているか。 ・企画内容が効果的、相乗的な事業展開となっているか。	20
	(3) 企画提案（実現性） ・企画内容が実現性の高い提案となっているか。	15
	(4) 企画提案（独自性） ・独自提案や独創的な工夫があるか。	10
3 経費	・企画内容に対して妥当な見積額であるか。	5
合 計		100

各審査員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、評点の合計が最低基準点に満たない提案事業者は契約候補者とししない。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に書面で速やかに通知する。

また、契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点は県ホームページで公表する。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

## 10 契約の締結

- (1) 書面審査により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案内容のとおり反映されない場合もある。
- (3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。
- (4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結する。

## 11 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (4) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。

- (5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 失格事項  
次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。
- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
  - イ 提出書類に不備があった場合
  - ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
  - エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- (8) 本事業は、福島県議会における令和6年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。
- (9) 本事業は、福島特定原子力施設地域振興交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。

## 1 2 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課 担当：神田

電話 024-521-8023 FAX 024-521-7912

E-mail [fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp](mailto:fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp)